

令和8年度

08-J155-Y1

ダム管理費　自家用電気工作物保守点検業務委託

特　記　仕　様　書

北秋田地域振興局建設部

第1条 業務目的

本業務はダム管理を確実に実施できるように自家用電気工作物の保守点検を行うものである。

第2条 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

第3条 業務(保守点検)内容

1. 定期点検(月次点検及び年次点検)
2. 臨時点検(必要の都度)
 - ・事故発生等の場合の点検等
 - ・指示計器及び高圧機器の絶縁油の点検等
3. 予備発電装置の整備
 - ・オイル、クーラント等の潤滑油系の交換・整備
4. 不良箇所等の改修指示及び助言
5. 事故発生時の応急措置の指導及び事故原因調査並びに再発防止対策の指導
6. 電気関係法令に定める電気事故報告書の作成及び手続きの指導
7. 電気関係法令に基づく立ち入り検査の立ち会い

第4条 保安管理対象設備

1. 需要設備(高圧需要設備) 300kVA
2. 非常用予備発電装置 200kVA

第5条 協議・承諾等

山瀬ダム管理施設の操作を伴う点検および整備は、事前に監督員と作業日程・作業時間等を調整し、承諾を受け作業を行うこと。

第6条 点検報告

電気工作物の点検を行った結果は速やかに監督員に報告するとともに、基準を満足しない施設・設備について部品交換等の助言するものとする。

第7条 その他

その他変更が生じた場合は、別途協議するものとする。